

# 屋外広告物設置の手引き

## 平塚市屋外広告物条例のあらまし 平塚市景観ガイドライン(屋外広告物編)

屋外広告物の設置に一定のルールを設定し、デザインを工夫すれば、  
屋外広告物は、街に活気をもたらし、  
魅力的な店舗やまちなみを創出するものとなります。  
洗練されたデザインを採用し、全体として周辺景観に配慮された  
好感度の高いものとなるような計画としましょう。



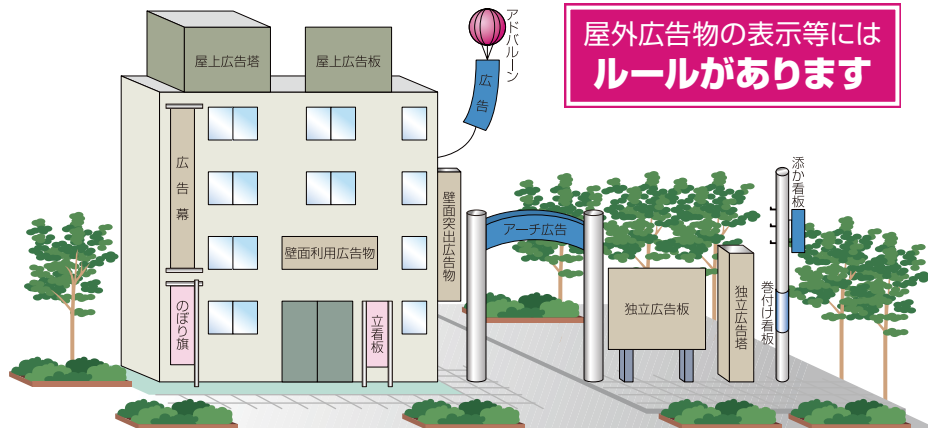
屋外広告物とは以下の4つの要件を満たすものです。(屋外広告物法第2条第1項)

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔や広告板・建物その他工作物等に掲出・表示されたもの並びに、これらに類するもの

# 屋外広告物の表示には、許可が必要です。

●屋外広告物は、私たちに目的地までの案内などの様々な情報を提供するなど、広く利用されており、街に活気をもたらすものですが、規制なく、自由に設置されれば、街並みや自然景観を乱したり、落下などの事故を引き起こすことも考えられます。これらのことを防止するため、平塚市では「**平塚市屋外広告物条例**」を定め、屋外広告物を設置する場合に必要な規制を行い、設置の許可や条例適合への指導をしています。

※平塚市は、昭和24年から平成25年6月まで神奈川県屋外広告物条例により県内一律の基準で規制を受けていましたが、平成25年7月から、平塚市屋外広告物条例による新しい基準で運用しています。

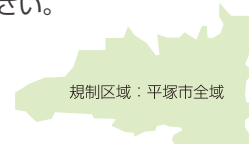


## 条例の規制とは

●平塚市は全域が平塚市屋外広告物条例の規制区域内であり、市内において「**全く規制が無く、自由に屋外広告物を掲出できる場所**」はありません。

●屋外広告物の掲出ができない地域である「**禁止地域**」と、市長の許可を受けて屋外広告物の掲出ができる8区分の「**許可地域(特定区域の3つを含む)**」があります。掲出したい場所がどの地域に該当するかにつきましては、ホームページで確認できます。ご不明な場合はお問い合わせください。

●また、上記の**すべての地域**において、屋外広告物の掲出ができない(または、一部掲出を制限する)物件として、「**禁止物件**」「**禁止広告物**」を設けております。



## 1. 禁止地域と禁止物件・禁止広告物

### ① 禁止地域(条例第5条) 屋外広告物の表示等ができない地域

- ① 国の指定重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域  
◆建造物：光明寺本堂内厨子(付)前立聖観世音菩薩像((宗)光明寺)
- ② 国の史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域  
◆史跡：五領ヶ台貝塚
- ③ 神奈川県の指定文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域  
◆建造物：四脚門((宗)妙覚寺) ◆建造物：光明寺観音堂(本堂)((宗)光明寺)

- ④ 平塚市の指定文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域  
◆建造物：金目観音堂二（仁）王門（（宗）光明寺）◆建造物：北金目神社本殿（（宗）北金目神社）
- ⑤ 森林法により指定された保安林  
◆該当地区あり 飛砂防備保安林
- ⑥ 都市緑地法により定められた特別緑地保全地区（現在、該当する地域はありません）
- ⑦ 神奈川県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域  
◆高麗山の一部
- ⑧ 平塚市風致地区条例により指定された第1種風致地区  
◆湘南海岸風致地区
- ⑨ 農業振興地域内の農用地区域 ※1
- ⑩ 生産緑地地区
- ⑪ 古墳、墓地、火葬場
- ⑫ 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する地域 ※1  
◆新幹線、小田原厚木道路の両外側500m地域  
ただし、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域は除く。
- ⑬ 河川区域 ◆該当地あり
- ⑭ 海岸保全区域 ◆該当地あり



※1 農業振興地域内農用地及び新幹線と小田原厚木道路の500m以内は禁止地域ですが、許可を受ければ、特定案内誘導広告物は表示が可能です。

## ② 禁止物件（条例第6条）屋外広告物の表示等を禁止する物件

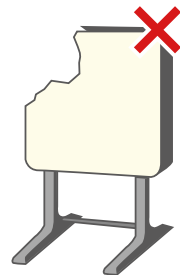
- ① 全面的に禁止する物件
  - (1) 橋りょう、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、駒止並びに里程標その他これらに類する物件
  - (2) 石垣その他これに類する物件（擁壁等）
  - (3) 街路樹及び路傍樹その他これらに類する物件
  - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器その他これらに類する物件
  - (5) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
  - (6) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐらその他これらに類する物件
  - (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔その他これらに類する物件
  - (8) 煙突その他これに類する物件
  - (9) 景観重要建造物、景観重要樹木
- ② はり紙（ポスターを含む）、はり札等、のぼり旗、立看板等の表示等を禁止する物件  
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯



- ③ 広告物の表示を禁止する物件  
道路の路面

## ③ 禁止広告物（条例第7条）表示等を禁止する広告物

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 交通の安全を阻害するおそれがあるもの



## 2. 許可の基準

### 第1種 地域

考え方

良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域。  
広告物の表示を抑制する。

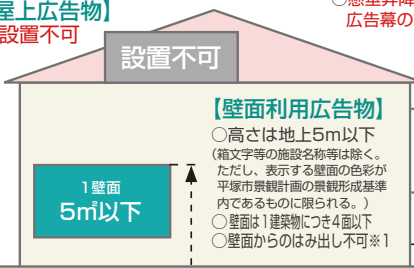
適用地区

■ 市街化調整区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域  
第1種中高層住居専用地域 田園住居地域

#### ■ 位置・大きさ等の基準

##### 【屋上広告物】

○設置不可



##### 【広告幕】

○懸垂昇降装置のある  
広告幕の設置不可

##### 【壁面突出広告物】

○高さは地上10m以下  
○壁面の上端を超えないこと  
○道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上（歩道上2.5m以上）  
○出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下  
○設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

##### 【独立広告塔・広告板】

○高さは地上3m以下  
○道路への突出不可

※ 広告物の表示面積の合計は 27㎡以内

##### 【工作物利用広告物】

○面積5㎡以下  
○高さは地上3m以下  
○工作物からはみ出し不可

##### 【のぼり旗・立看板】

○面積2㎡以下  
○高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下  
○敷地内の合計面積は5㎡以下

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。  
○箱文字等であること  
○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

■ 照明 / ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止 ■ 色彩規制なし ■ その他 / 電光表示装置（映像表示装置等）禁止

### 第2種 地域

考え方

住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域。落ち着いたある  
景観を形成するために、過剰な広告物の表示を抑制する。

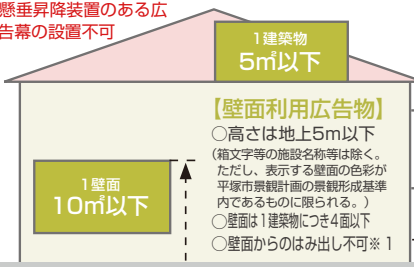
適用地区

■ 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域  
(第4種地域及び海へのシンボル軸特定区域を除く)

#### ■ 位置・大きさ等の基準

##### 【広告幕】

○懸垂昇降装置のある広  
告幕の設置不可



##### 【屋上広告物】

○建築物の屋根の最高部を超えないこと  
○広告塔の表示面積は最大断面積  
○形状（縦÷横=1以下）  
○物見塔等への設置不可  
○建築物から横にはみ出し不可

##### 【壁面突出広告物】

○高さは地上10m以下  
○壁面の上端を超えないこと  
○道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上（歩道上2.5m以上）  
○出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下  
○設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

##### 【独立広告塔・広告板】

○高さは地上5m以下  
○道路への突出不可

※ 広告物の表示面積の合計は 47㎡以内

##### 【工作物利用広告物】

○面積15㎡以下  
○高さは地上5m以下  
○工作物からはみ出し不可

##### 【のぼり旗・立看板】

○面積2㎡以下  
○高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下  
○敷地内の合計面積は5㎡以下

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。  
○箱文字等であること  
○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

■ 照明 / ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止 ■ 色彩規制なし ■ その他 / 電光表示装置（映像表示装置等）禁止

## 第3種 地域

### 考え方

工業系又は物流・沿道サービス施設の土地利用が行われる地域。一定の広告需要を踏まえつつ、秩序ある景観形成を図るため、適切な規制・誘導を行う。

### 適用地区

■ 準工業地域 工業地域 工業専用地域  
※いずれも第4種地域を除く

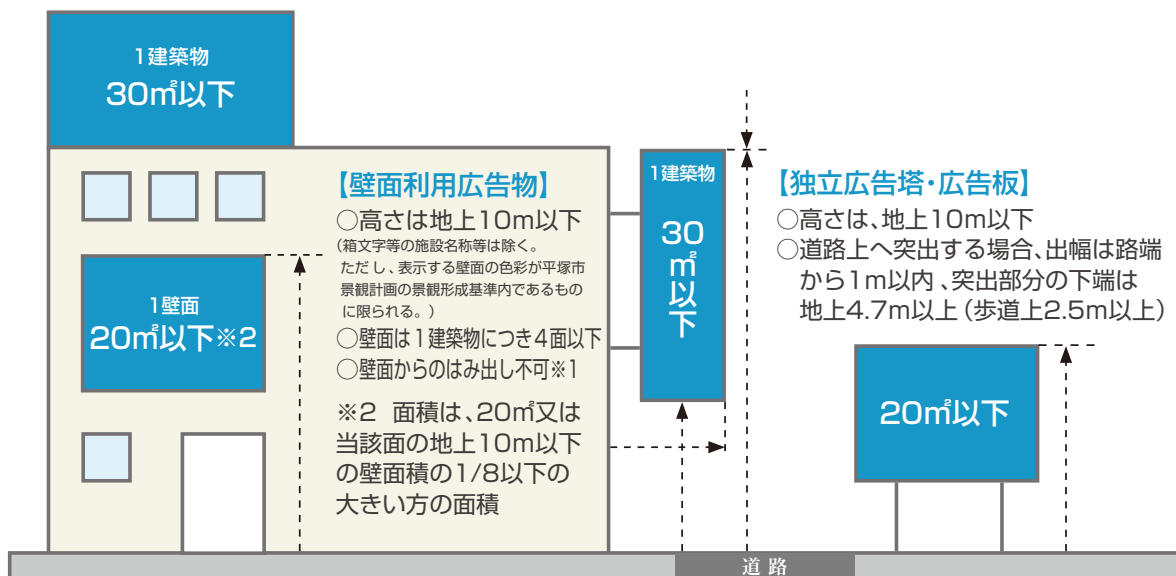
### ■ 位置・大きさ等の基準

#### 【屋上広告物】

- 建築物の上端から3m以下で建築物の高さの1/3以下
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 形状(縦÷横=1以下)
- 物見塔等への設置不可
- 建築物から横にはみ出し不可
- 点滅照明及び動光、電光表示装置不可

#### 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと



#### 【工作物利用広告物】

- 面積20㎡以下
- 高さは地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可
- 電光表示装置不可

#### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2㎡以下
- 高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- のぼり旗の敷地内の合計面積は、接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、5㎡以下

#### 【広告幕】

- 広告幕の幅は2m以下
- 合計の幅は設置する壁面の2分の1以下
- 設置する壁面の上端を超えないこと

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。

- 箱文字等であること
- 広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

### ■ 色彩規制なし

■ 電光表示装置(映像表示装置等) 別に定める基準を満たすこととする。▶P.13参照

# 第4種 地域

## 考え方

国県道等の沿道で商業施設等が連続して立地する地域。広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、適切な規制、誘導を行う。

## 適用地区

- 準住居地域 第2種住居地域
- 一般国道・県道の両外側30m以内にある第1種住居地域（ただし、海へのシンボル軸特定区域は除く） 準工業地域 工業地域 工業専用地域

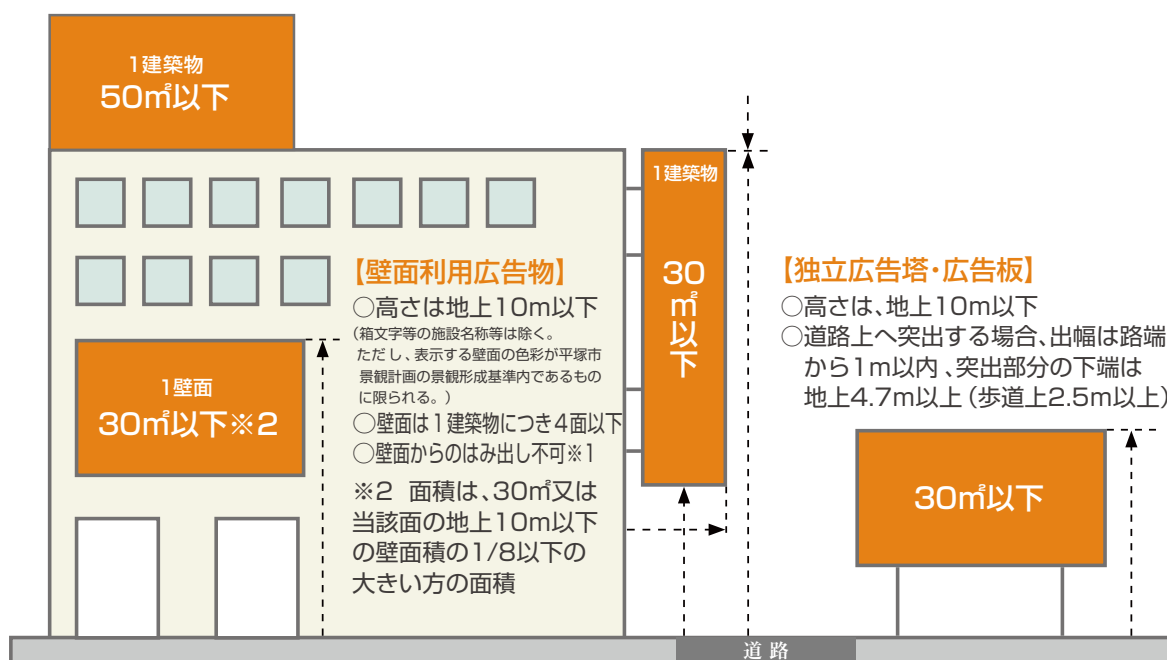
## ■ 位置・大きさ等の基準

### 【屋上広告物】

- 建築物の上端から5m以下で建築物の高さの1/3以下
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 形状(縦÷横=1以下)
- 物見塔等への設置不可
- 建築物から横にはみ出し不可
- 点滅照明及び動光、電光表示装置不可

### 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上（歩道上2.5m以上）
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと



### 【壁面利用広告物】

- 高さは地上10m以下  
(箱文字等の施設名称等は除く。ただし、表示する壁面の色彩が平塚市景観計画の景観形成基準内であるものに限られる。)
- 壁面は1建築物につき4面以下
- 壁面からはみ出し不可※1
- ※2 面積は、30㎡又は当該面の地上10m以下の壁面積の1/8以下の大きい方の面積

### 【独立広告塔・広告板】

- 高さは、地上10m以下
- 道路上へ突出する場合、出幅は路端から1m以内、突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上2.5m以上）

### 【工作物利用広告物】

- 面積30㎡以下
- 高さは地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可
- 電光表示装置不可

### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2㎡以下
- 高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- のぼり旗の敷地内の合計面積は、接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、5㎡以下

### 【広告幕】

- 広告幕の幅は2m以下
- 合計の幅は設置する壁面の2分の1以下
- 設置する壁面の上端を超えないこと

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。  
 ○箱文字等であること  
 ○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

## ■ 色彩規制なし

■ 電光表示装置（映像表示装置等） 別に定める基準を満たすこととする。 ▶ P.13参照

# 第5種 地域

## 考え方

市の中心的な商業・業務地で、多様な土地利用が行われる地域。高い広告需要を踏まえ、景観への影響が大きい広告物を中心に、適切な規制・誘導を行う。

## 適用地区

■ 近隣商業地域 商業地域 ※特定区域を除く

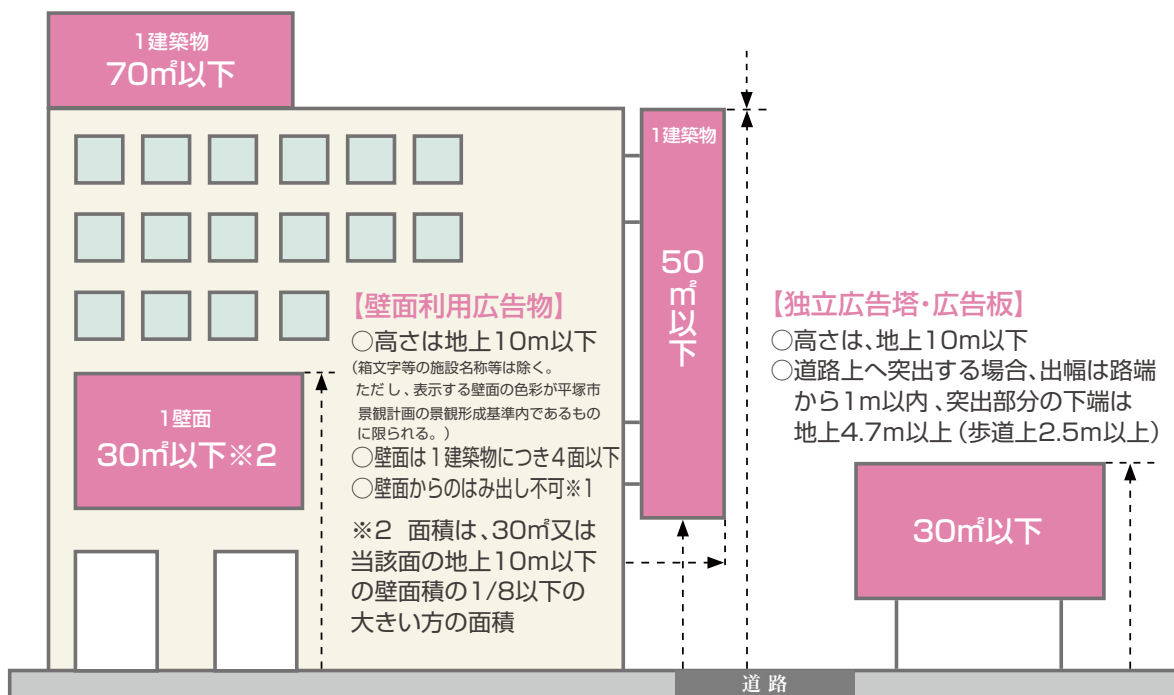
## ■ 位置・大きさ等の基準

### 【屋上広告物】

- 建築物の上端から7m以下で建築物の高さの1/3以下
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 形状(縦÷横=1以下)
- 物見塔等への設置不可
- 建築物から横にはみ出し不可
- 点滅照明及び動光、電光表示装置不可

### 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと



※用途地域が商業地域においては、自家用広告物は、表示面積の合計を設置者ごとに適用

### 【工作物利用広告物】

- 面積30㎡以下
- 高さは地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可
- 電光表示装置不可

### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2㎡以下
- 高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- のぼり旗の敷地内の合計面積は、接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、5㎡以下

### 【広告幕】

- 広告幕の幅は2m以下
- 合計の幅は設置する壁面の2分の1以下
- 設置する壁面の上端を超えないこと

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。  
○箱文字等であること  
○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

## ■ 色彩規制なし

■ 電光表示装置(映像表示装置等) 別に定める基準を満たすこととする。▶P.13参照

景観計画景観重点区域

## 海へのシンボル軸特定区域

### 考え方

沿道の松並木や周辺の良い住宅環境を保全するため、表示面積を必要最低限度に留めるとともに、高さや色彩について必要な規制・誘導を行う。

### 適用地区

■ 景観重点区域海へのシンボル軸のうち、近隣商業地域、第1種住居地域 ▶P11参照

◇ 自己用の広告物に限られ、第三者広告は設置不可。  
(特定案内誘導広告物は、設置可能。▶P12参照)

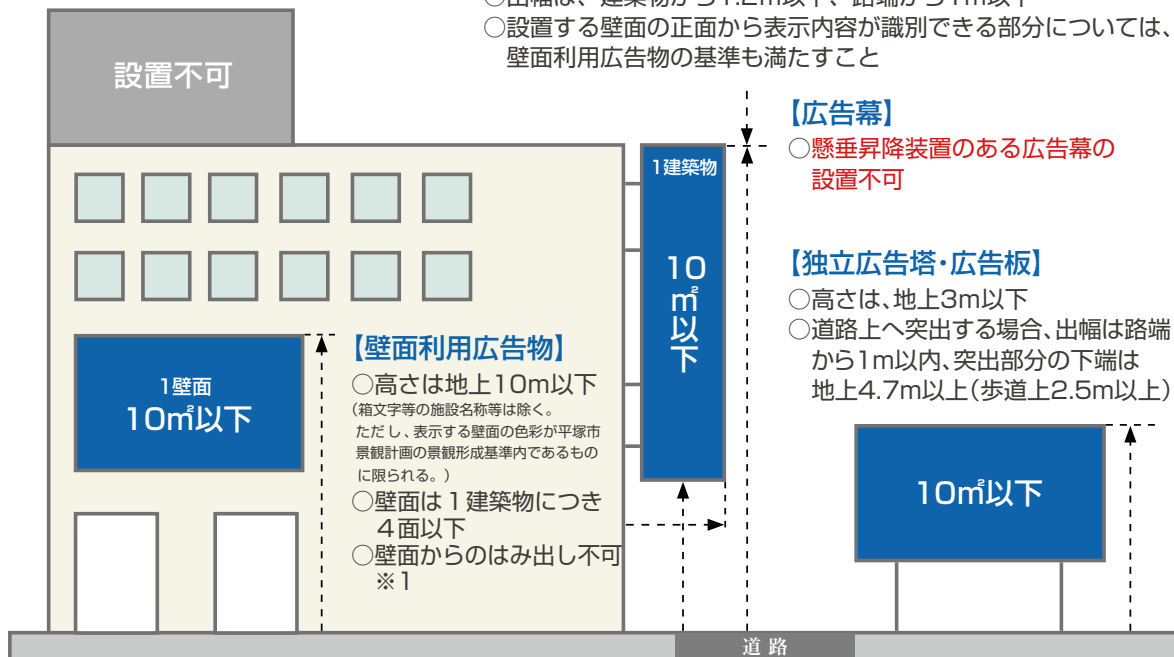
### ■ 位置・大きさ等の基準

#### 【屋上広告物】

○設置不可

#### 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと



#### 【工作物利用広告物】

- 面積10㎡以下
- 高さは地上3m以下
- 工作物からはみ出し不可

#### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2㎡以下
- 高さはのぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- 敷地内の合計面積は5㎡以下

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。  
○箱文字等であること  
○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

### ■ ネオン照明、点滅照明及び動光、電光表示装置（映像表示装置等）不可

### ■ 色彩規制あり

高さ地上3mを超える広告物及び地上3m以下で表示面積が3㎡を超える広告物の地（文字以外の部分）色彩

色相	地色の彩度
0.1R~5Y	6以下
5.1Y~10RP	4以下

- ・色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- ・地の部分で左表の基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- ・カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- ・和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする



景観計画景観重点区域

# 都市のシンボル軸特定区域

考え方

市の玄関口として、風格と賑わいがある景観の形成を図るため、形状や面積、色彩について適切な規制・誘導を行う。

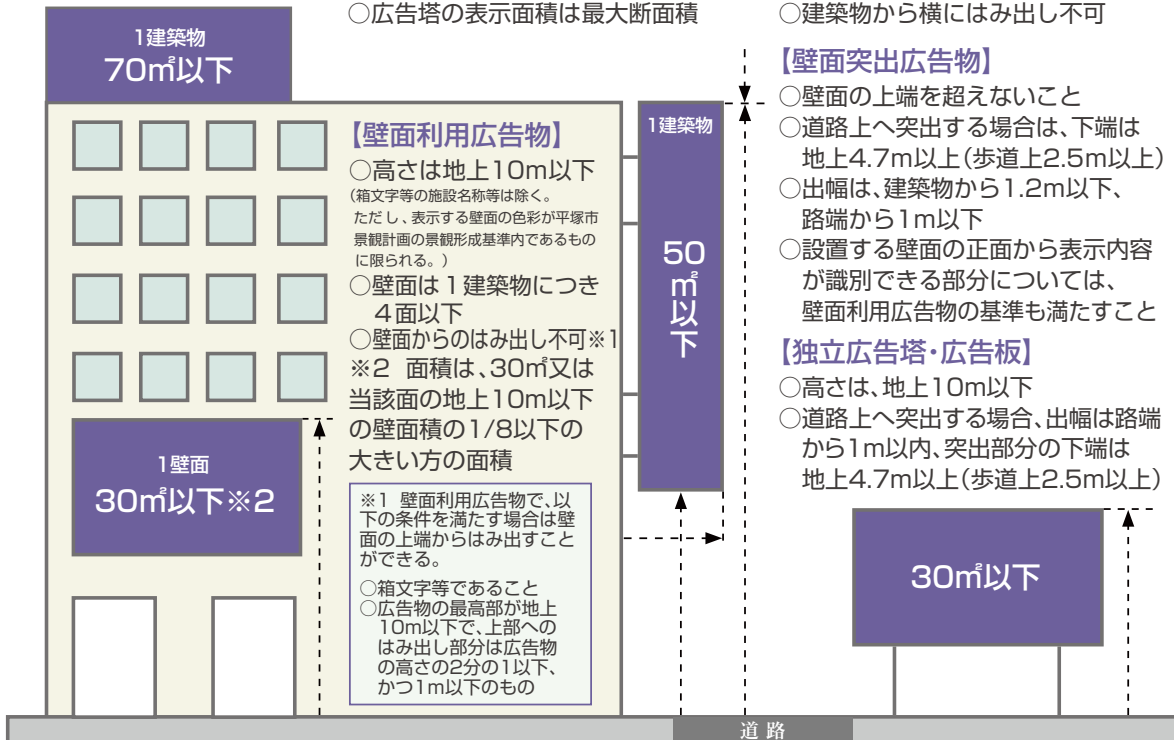
適用地区

■ 景観重点区域都市のシンボル軸のうち、商業地域 ▶P11参照

## ■ 位置・大きさ等の基準

### 【屋上広告物】

- 建築物の上端から7m以下で建築物の高さの1/3以下
- 形状(縦÷横=1以下)
- 物見塔等への設置不可
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し不可



### 【壁面利用広告物】

- 高さは地上10m以下  
(箱文字等の施設名称等は除く。ただし、表示する壁面の色彩が平塚市景観計画の景観形成基準内であるものに限られる。)
- 壁面は1建築物につき4面以下
- 壁面からはみ出し不可※1
- ※2 面積は、30㎡又は当該面の地上10m以下の壁面積の1/8以下の大きい方の面積

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面上端からはみ出すことができる。  
 ○箱文字等であること  
 ○広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

### 【壁面突出広告物】

- 壁面上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

### 【独立広告塔・広告板】

- 高さは、地上10m以下
- 道路上へ突出する場合は、出幅は路端から1m以内、突出部分の下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)

### 【工作物利用広告物】

- 面積30㎡以下
- 高さは地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可

### 【広告幕】

- 広告幕の幅は2m以下
- 合計の幅は設置する壁面の2分の1以下

### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2㎡以下
- 高さのはぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- のぼり旗の敷地内の合計面積は、接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、5㎡以下

## ■ ネオン照明、点滅照明及び動光、電光表示装置(映像表示装置等)/地上から7mを超える広告物及び7m以下で表示面積が3㎡を超える広告物(ただし、電光ニュースは除く) 不可

## ■ 色彩規制あり

高さ地上7mを超える広告物及び地上7m以下で表示面積が3㎡を超える広告物の地(文字以外の部分)色彩

- 色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左表の基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする
- 懸垂昇降装置のある広告幕で、表示期間が1月を超えない広告物は、色彩の規制を受けないものとする

色相	地色の彩度
0.1R~5Y	6以下
5.1Y~10RP	4以下

景観計画景観重点区域

## 歴史軸 特定区域

### 考え方

宿場の名残や雰囲気を活かしたり、高麗山への眺望を確保するため、形状や面積、色彩について適切な規制、誘導を行う。

### 適用地区

■ 景観重点区域歴史軸のうち幹道29号東海道本通り線の両外側30m以内の地域 ▶P11参照

### ■ 位置・大きさ等の基準 【屋上広告物】

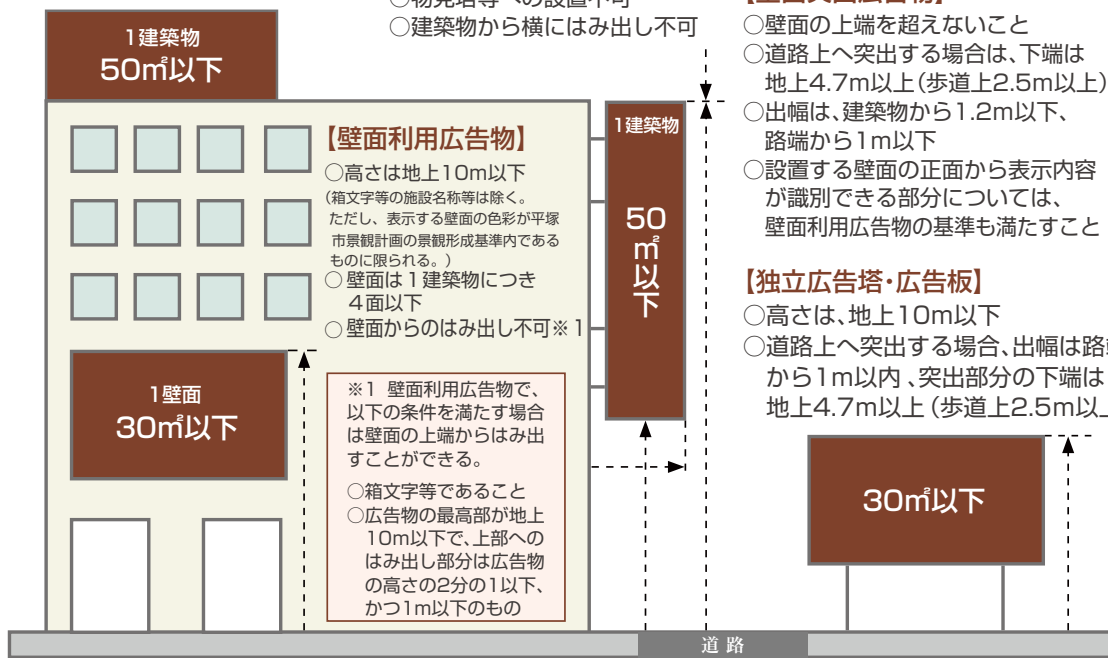
- 建築物の上端から5m以下で建築物の高さの1/3以下  
(高度地区の高さ制限を超えないこと=商業地域31m、近隣商業地域20m)
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 形状(縦÷横=1以下)
- 物見塔等への設置不可
- 建築物から横にはみ出し不可

### 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合は、下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)
- 出幅は、建築物から1.2m以下、路端から1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

### 【独立広告塔・広告板】

- 高さは、地上10m以下
- 道路上へ突出する場合、出幅は路端から1m以内、突出部分の下端は地上4.7m以上(歩道上2.5m以上)



### 【壁面利用広告物】

- 高さは地上10m以下  
(箱文字等の施設名称等は除く。ただし、表示する壁面の色彩が平塚市景観計画の景観形成基準内であるものに限られる。)
- 壁面は1建築物につき4面以下
- 壁面からはみ出し不可※1

※1 壁面利用広告物で、以下の条件を満たす場合は壁面の上端からはみ出すことができる。

- 箱文字等であること
- 広告物の最高部が地上10m以下で、上部へのはみ出し部分は広告物の高さの2分の1以下、かつ1m以下のもの

### 【工作物利用広告物】

- 面積30m²以下
- 高さは地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可

### 【広告幕】

- 広告幕の幅は2m以下
- 合計の幅は設置する壁面の2分の1以下

### 【のぼり旗・立看板】

- 面積2m²以下
- 高さのはぼり旗3.6m以下、立看板2m以下
- のぼり旗の敷地内の合計面積は、接道部20mごとに5m²以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、5m²以下

### ■ ネオン照明、点滅照明及び動光、電光表示装置(映像表示装置等)/地上から5mを超える広告物及び5m以下で表示面積が3m²を超える広告物 不可

### ■ 色彩規制あり

高さ地上5mを超える広告物及び地上5m以下で表示面積が3m²を超える広告物の地(文字以外の部分)色彩

- ・ 色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- ・ 地の部分で左表の基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- ・ カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- ・ 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする
- ・ 懸垂昇降装置のある広告幕で、表示期間が1月を超えない広告物は、色彩の規制を受けないものとする

色相	地色の彩度
0.1R~5Y	6以下
5.1Y~10RP	4以下

### すべての 許可地域

### 【壁面利用のぼり紙等】

- ① 1枚1m²以内
- ② 同一のものを連続して表示しないこと
- ③ 容易に除却できること

## 屋外広告物条例における特定区域の範囲は次のとおりです。

### ■ 海へのシンボル軸特定区域

平塚市景観計画景観重点区域「海へのシンボル軸」のうち、用途地域が近隣商業地域及び第1種住居地域に指定されている地域

【景観計画基本方針】 海を感じるシンボル軸の形成と、松並木と調和するまちなみの形成をめざします。

### ■ 都市のシンボル軸特定区域

平塚市景観計画景観重点区域「都市のシンボル軸」のうち、用途地域が商業地域に指定されている地域

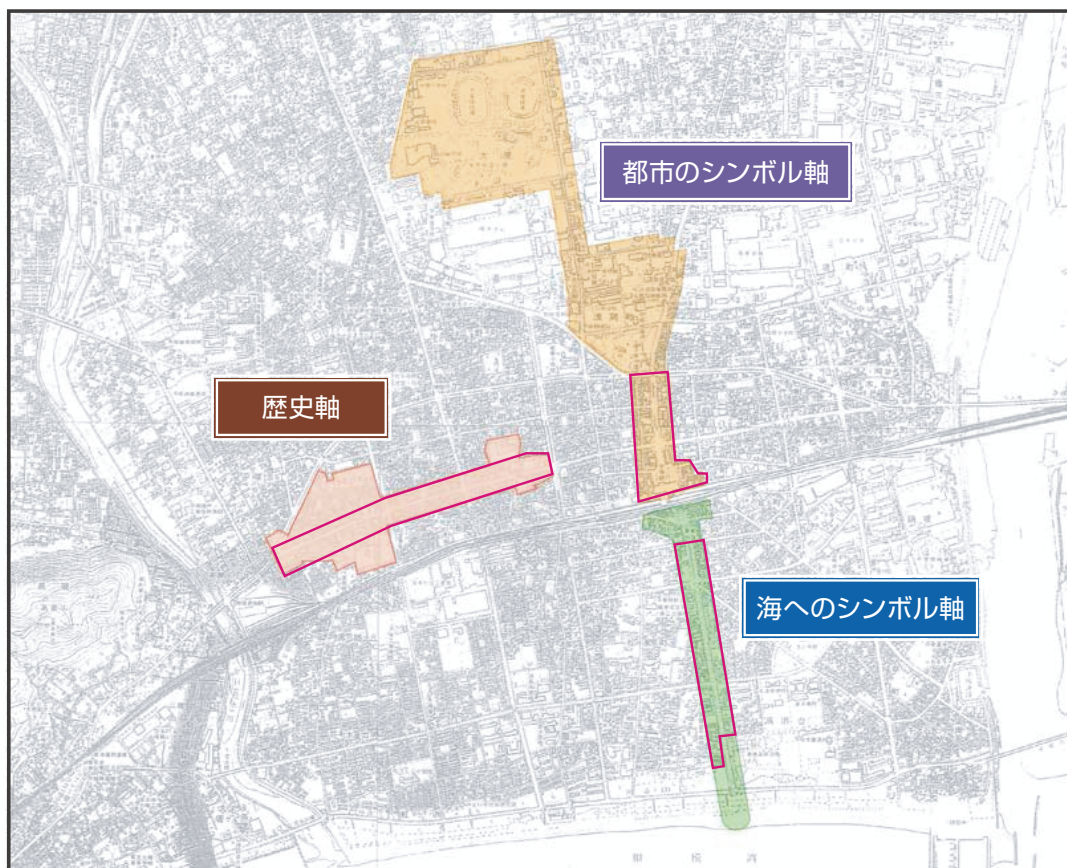
【景観計画基本方針】 都市の顔となるシンボル軸の形成と、公共施設におけるシンボル性の創出を図るとともに、緑豊かなまちなみの形成をめざします。

### ■ 歴史軸特定区域

平塚市景観計画景観重点区域「歴史軸」のうち、幹道29号東海道本通り線の両外側30m以内の地域

【景観計画基本方針】 旧東海道にまつわる歴史の発掘と高麗山への眺望をいかしながら、平塚宿のにぎわいを再生したまちなみの形成をめざします。

特定区域

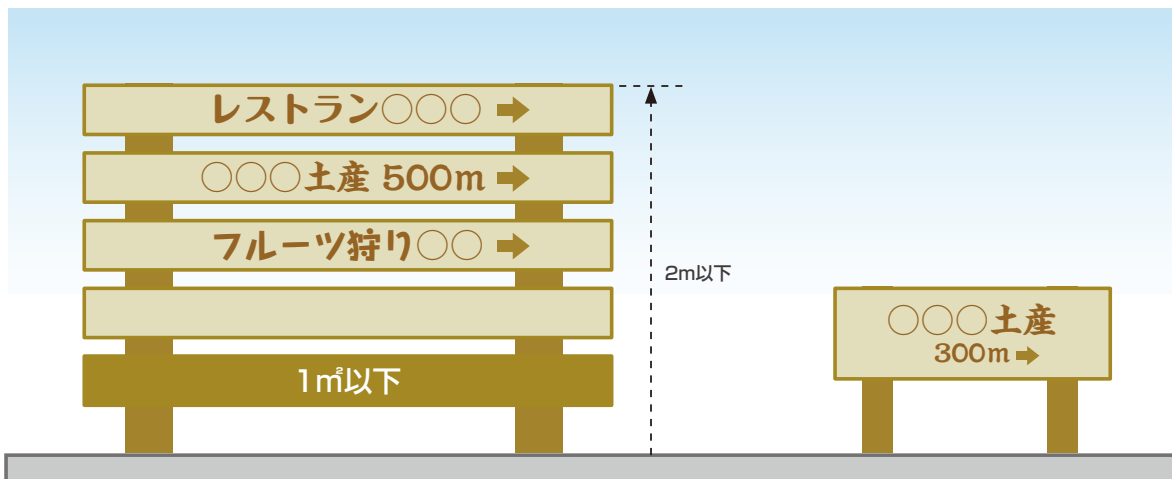


## 特定案内誘導広告物

- ・ 店舗等から3km以内に設置され、以下の基準を満たすもの。
- ・ 自己用に準ずるものとして、条件を満たせば一部の禁止地域でも表示できるが、良好な田園景観や富士山・大山への眺望を保全するため、面積・高さ・色彩の規制を行う。

### ■ 位置・大きさ等の基準

- 表示事項は店舗等の名称、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限度のもの
- 単体の案内誘導広告物の場合、面積は1㎡以下
- 集合案内誘導広告物の場合、1方向の表示面の面積の合計は4㎡以内、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下
- 高さは地上から2m以下
- 道路上への突出不可
- 内照、ネオン、点滅、動光は不可
- 同一店舗の広告物の相互距離は500m以上、ただし集合案内誘導看板の場合は300m以上
- 禁止地域で適用除外等として設置する場合の相互距離は100m以上

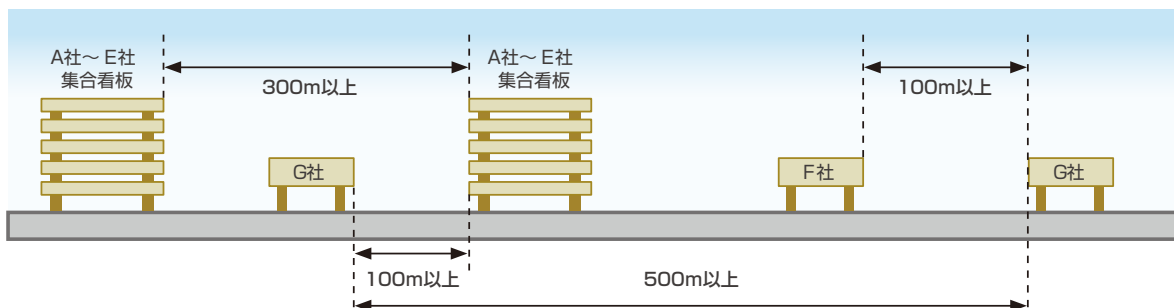


### ■ 色彩規制 地（文字以外の部分）の色彩

色相	地色の彩度
0.1R~5Y	6以下
5.1Y~10RP	4以下

- ・ 色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- ・ 地の部分で左表の基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内

※禁止地域のうち、農業振興地域内農用地域、新幹線・小田原厚木道路の両外側500m地域（一部除外あり→P.3参照）では、上記の色彩・位置・大きさ等の基準の他、下記の設置の間隔等の条件を満たすものは、許可を受けて設置することができます。



## 電光表示装置

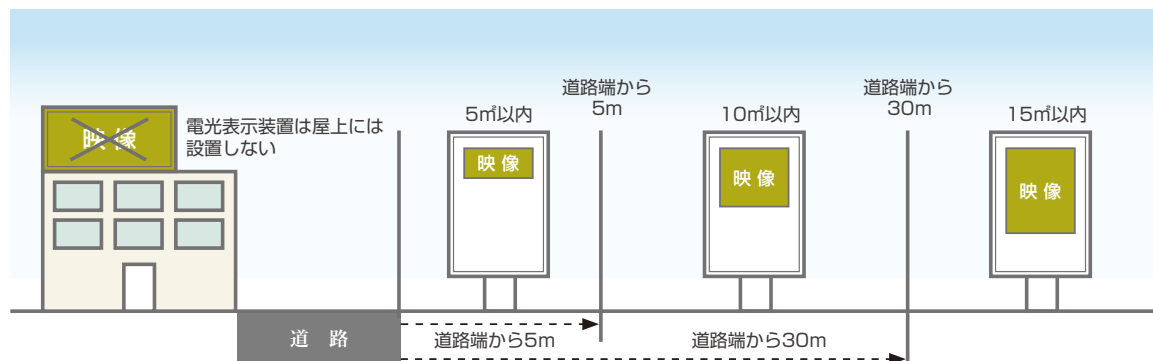
平塚市屋外広告物条例では、電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置を「電光表示装置」としています。具体的には、電光掲示板や映像が表示される広告物が該当します。

### ■ 電光表示装置が設置できる地域

第3種、第4種、第5種地域において、電光表示装置は設置できますが、左記地域の一部広告物には設置できません。第1種、第2種地域、特定区域では、電光表示装置は原則設置できません。ただし、都市のシンボル軸特定区域及び歴史軸特定区域では、表示面積の小さな屋外広告物は、この限りではありません。

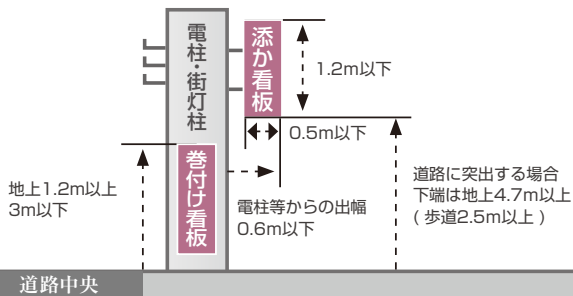
下記の基準の他、各地域種別の基準も満たしてください。

広告の種類	基準
建築物の壁面に 直接表示・ 設置するもの	① 道路には突出しないこと。 ② 道路からの距離が5m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5㎡以内とする。 ③ 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10㎡以内とする。 ④ 道路からの距離が30mを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15㎡以内とする。 ⑤ 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。 ⑥ 一建築物の一壁面についての表示面積は15㎡以内とする。 ⑦ 通行車両に対して表示されていないと認められる場合は、上記第②から⑤までの規定は適用しない。 (第5種地域に適用)
建築物の壁面から 突出するもの	① 道路には突出しないこと。 ② 道路からの距離が5m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とする。 ③ 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とする。 ④ 道路からの距離が30mを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とする。 ⑤ 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。 ⑥ 一建築物につきその表示面積の合計は30㎡以内とする。(第5種地域に適用)
建築物の上部から 突出するもの	① 設置しないこと。
広告塔及び 広告板	① 道路には突出しないこと。 ② 道路からの距離が5m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とする。 ③ 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とする。 ④ 道路からの距離が30mを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とする。 ⑤ 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。 ⑥ 一敷地について、電光表示装置を有する広告物等の設置は2基以内とする。



## 広告物の種類ごとの基準（すべての地域共通）

### 電柱及び街灯柱を利用するもの



#### ■ 位置・大きさ等の基準

- 巻付け、添か看板に限る（1柱につき各1件以内）
- 信号機を設置している電柱への設置不可
- 添か看板は、原則として道路の中心線の反対側に向けて設置すること
- 同一道路上は形状を統一すること

### 電車等の車体を利用するもの

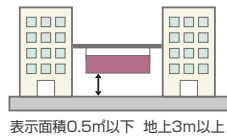
	ラッピング広告によるもの	ラッピング広告以外のもの
電車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一の外面について表示面積の合計は、当該外面の面積の1/10以内で、屋根及び底面の表示は禁止</li> <li>○車体の窓、ドア等のガラス部分の表示は禁止</li> <li>○蛍光色、発光機材及び反射素材の使用は禁止</li> <li>○電光表示装置等の映像装置等の設置は禁止</li> <li>○色彩、意匠等は走行する地域の景観に調和したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前面又は後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、それぞれ1件以内とすること</li> <li>○側面への表示は、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内とすること</li> </ul>
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前面以外の外面として、車体の窓から上部は、文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること</li> <li>○車体の窓、ドア等のガラス部分の表示は禁止</li> <li>○蛍光色、発光機材及び反射素材の使用は禁止</li> <li>○電光表示装置等の映像装置等の設置は禁止</li> <li>○色彩、意匠等は走行する地域の景観に調和したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表示の位置は前面以外の外面とすること</li> <li>○後面への表示は縦0.6m以下、横1m以下で、1件のみ</li> <li>○側面への表示は、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内とすること</li> </ul>
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表示の位置は前面以外の外面とすること</li> <li>○後面への表示は縦0.6m以下、横1m以下で、1件のみ</li> <li>○側面への表示は、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内とすること</li> </ul>	

※電車・路線バスにラッピングにより表示する広告物については、神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱と同ガイドラインに基づき自主審査すること

### 広告塔・広告板に類するもの

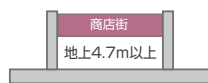
#### ■アーケードに設置する場合

- 同一の商店街ではなるべく位置、形状、規模を統一すること



#### ■道路を横断して設置する場合

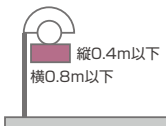
- 特定の商品名及び商店名は表示しないこと



#### ■標識柱を利用するもの

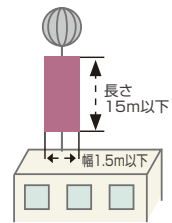
（道路標識を除く）

- 蛍光色、発光機材及び反射素材の使用は禁止
- 一の標識柱に付き1件とすること



#### ■アドバルーン

- 直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とする
- 雨、雪又は毎秒風速5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- 広告物の長さ15m以下、幅1.5m以下とし主綱に緊結すること
- 掲揚時に常時2人以上の監視人を置くこと



#### ■立看板

地上2m以下



#### ■のぼり旗

地上3.6m以下



※その他、許可地域ごとの基準も守ること

### 3. 規制を受けない広告物（条例第8条）

社会生活を営む上で必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されます。

区分		要件
許可手続き（第3条）が不要	禁止地域（第5条）、禁止物件（第6条）の適用除外	基準（第9条）の適用除外
		他法令の規定により表示されるもの
		公職選挙法による選挙運動のために表示されるもの
		案内図その他公衆の利便に供するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料、案内板及び掲示板</li> <li>・災害、伝染病の発生時における緊急な事項を告示するもの</li> </ul>
		工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の工事現場で、1の広告物が5㎡以下（飛散防止シートを利用するものはこの限りでない）で表示合計が20㎡を超えないもの</li> <li>・工事期間が3年間を超えないもので、自家用広告物に限る</li> </ul>
		祭典用その他慣例上使用されるもので一時的に表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・祭典等が終了したら速やかに撤去すること</li> </ul>
		講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示するもの
		電車又は自動車等に表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の名称や商標、管理者の名称等を表示するもの</li> <li>・自動車使用の本拠地が他の都道府県等の屋外広告物条例を制定している団体の許可を受けて表示するもの</li> </ul>
		公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が0.5㎡以内で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内とする</li> </ul>
		自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定区域以外の地域では、表示合計が10㎡を超えないもので、建築物の上部に突出するものにあつては、次のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>第1種、第2種地域では屋根の最高部を超えないこと</li> <li>第3種～第5種地域では高さが4m以下のもの</li> </ul> </li> <li>・特定区域では、表示合計が10㎡を超えないもので、それぞれ地上からの広告物の上端の高さが次のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>海へのシンボル軸では、3m以下</li> <li>都市のシンボル軸では、7m以下</li> <li>歴史軸では、5m以下</li> </ul> </li> <li>・上記の各地域の条件を満たしたもののうち、光源を用いるものは点滅照明、動光、電光表示装置を使用しないもの</li> </ul>
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の広告物が2㎡以下、表示合計6㎡以下、高さ2m以下</li> </ul>		
営利を目的としない活動のために表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・貼り紙、貼り札その他これらに類するもので表示面積が1㎡以下で、政治団体、労働組合等の宣伝の要に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの</li> </ul>		
公共団体、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示するもので公益上必要と認められるもの		
自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定区域 2㎡以下</li> <li>・その他の地域 5㎡以下</li> </ul>		
特定案内誘導広告物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗から3km以内に設置され、面積、色彩基準等を満たすもの</li> <li>※特定案内誘導広告は、農業振興地域内農用地区域及び新幹線と小田原厚木道路の500m以内でも表示が可能だが、その地域に設置する場合は許可を要する。</li> </ul>		

## 4. 広告物を表示する場合の義務等

### (1) 広告物を表示する場合の義務

- (ア) 許可の継続及び内容の変更等(第11条、第12条)
  - ・許可期間の満了後に継続して広告物の表示等をするときは、期限満了日までに許可申請をしてください。
  - ・許可を受けた後、許可を受けた内容に変更を加えたり、改造、移転したりするときは、改めて許可を受けてください。
- (イ) 管理義務(第15条)
  - ・設置者又は管理する方は、広告物等を良好な状態で管理しなければなりません。
- (ウ) 特定屋外広告物安全管理者の設置(第16条)
  - ・建築物の上部に突出する広告物又は広告塔及び広告板で、高さが4mを超えるときは、特定屋外広告物安全管理者(講習会修了者等※1)を置いてください。
- (エ) 除却の義務(第17条)
  - ・許可を受けた広告物は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。
  - ・許可を受けなくても表示できる広告物は、表示等の必要がなくなったときは、速やかに広告物を除却してください。
- (オ) 地区計画に定める事項への適合(規則第7条第6項)
  - ・地区計画を定めた区域に広告物の表示等をするときは、当該区域の地区整備計画に定める事項に適合してください。

### (2) 違反広告物に対する処分

- (ア) 許可の取り消し(第19条)
  - ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。
- (イ) 違反に対する措置(第20条)
  - ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。
- (ウ) 公表(第21条)
  - ・違反に対する措置に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。
- (エ) 報告及び立ち入り検査(第28条)
  - ・広告物について、報告や資料の提出を求めたり、建物及びその敷地に立ち入り検査をしたりすることがあります。
- (オ) 罰則(第39条～42条)
  - ・条例の違反に対しては、刑罰(50万円以下)の罰金刑を科されることがあります。
- (カ) 簡易除却(法第7条第4項)
  - ・電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札、広告旗、立看板等は、平塚市の職員、地域の住民の方や団体等の協力をいただいで撤去します。

### (3) 屋外広告物業を営む方の義務

- (ア) 屋外広告業の登録(神奈川県屋外広告物条例第24条)
  - ・屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要です。
- (イ) 変更・廃業等の届出(神奈川県屋外広告物条例第28条、第29条)
  - ・登録事項に変更があったり屋外広告業を廃業したりしたときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。
- (ウ) 業務主任者の設置(神奈川県屋外広告物条例第32条)
  - ・営業所ごとに「業務主任者(講習会修了者等※1)」を置く必要があります。
- (エ) 標識の掲示(神奈川県屋外広告物条例第33条)
  - ・登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。
- (オ) 罰則(神奈川県屋外広告物条例第52条、第54条、第55条、第57条、第58条)
  - ・条例の違反行為に対しては、刑罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を科せられることがあります。

#### ※1 講習会修了者等

屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、広告美術仕上げに関する職業訓練指導員、技能検定合格者又は職業訓練修了者、その他です。

屋外広告物講習会は、年1回県内で開催しています。(主催：神奈川県等)

#### 【経過措置】

- ①この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定によりされた処分・手続等は、この条例の相当規定によりされたものとみなします。
- ②この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定により適法に設置されていた広告物のうち、この条例の禁止地域、特定区域の基準等に適合しないものは、令和5年6月30日までは、表示することができます。
- ③この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定により適法に設置されていた広告物で、この基準に適合しないもののうち、②を除くものは、改修等をするまで表示することができます。



## 5. 屋外広告物に関する景観形成基準

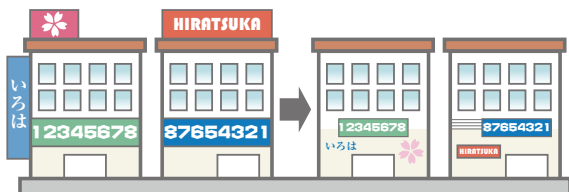
平塚市景観計画では、平塚市屋外広告物条例とは別に、屋外広告物の設置に関し、以下の基準を景観形成基準として設定しています。屋外広告物の形態意匠をデザインする場合は、平塚市景観計画に適合するよう努め、周辺の景観に好影響を与え、まちなみ魅力を高めるものとなるよう、設置場所や方法、規模に留意するとともに、デザイン、色彩、素材に十分配慮してください。

- ① 極力規模を抑えるよう心がけること
- ② 周辺のまちなみとの調和に配慮した設置やデザインに努めること

屋外広告物に関する景観形成基準は、具体的には、以下のようなガイドラインとしてまとめられています。屋外広告物の形態意匠をデザインする場合は、以下の事項に十分に留意した計画としましょう。

### 規模について

○建物の総壁面積に対する広告物の表示面積はできるだけ小さくし、通りに面する正面の壁面は極力掲出量を抑えるように努めましょう。

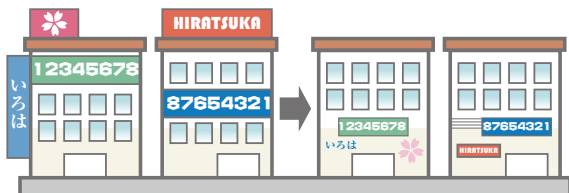


○広告物は同一内容のものを連続して表示しないように努めましょう。



### 設置位置について

○壁面の広告物はできるだけ低層部に設置するようにしましょう。



○まちなみの一体感に配慮し、同じ街路に面した同一街区の看板は、同じ高さに設置するよう努めましょう。

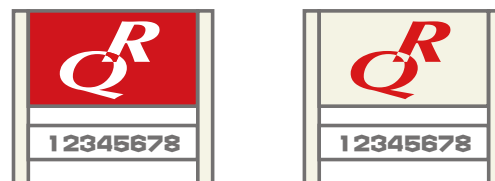


○広告物の設置場所は、豊かな植栽や松並木への眺望を妨げない所としましょう。



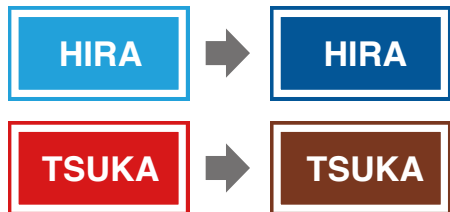
### 色彩計画について

○広告物に使用する色彩は原色や突出色を避けた配色としましょう。特にベースカラーは彩度を抑え、素材をいかしたナチュラルカラーやアースカラーなどを用いるようにしましょう。コーポレートカラーなどの彩度が高い場合は、ベースカラーではなく、文字などの表示色として使用しましょう。



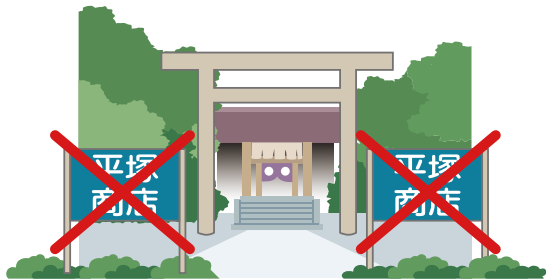
基本色を低彩度の色彩とすることで、コーポレートカラーが引き立ち、印象的なデザインとなります。

○伝統色とは、地域性に根ざしたものであり、自然や周囲の環境とよく調和します。歴史の感じられる地域ではこれらを積極的に活用し、広告物に風格と落ち着きをもたせましょう。

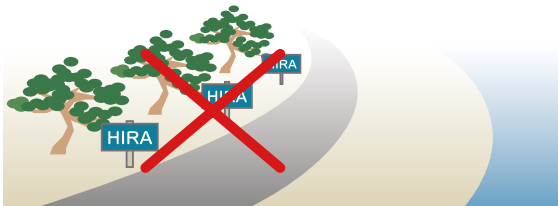


### 立地条件への配慮について

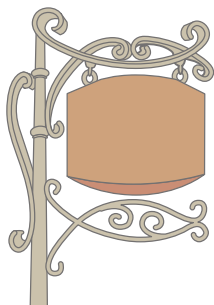
○歴史的な資源の周辺は、説明板等の資源に関するもの以外の看板等は、設置しないようにしましょう。



○海岸沿いに野外看板は設置しないようにしましょう。



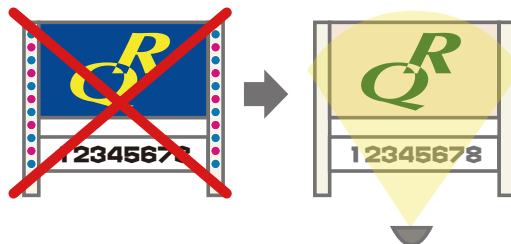
### 広告の形態・素材について



○看板には、木、金属、プラスチック、ネオンランプ、帆布など様々な素材がありますが、建築全体と調和した質の高い素材を選びましょう。

**例** 鋳物の持つ格調と独特な重量感を活かす方法もあります。

○閃光を発したり、動いたりする看板ではなく、間接照明を施すなど、控えめなデザインにすることでイメージアップを心がけましょう。

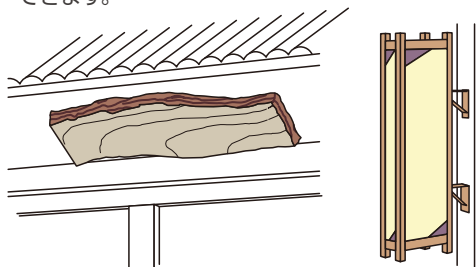


○日よけのテントは原則として看板に使用しないようにしましょう。やむをえず使用する場合は、デザインに十分に配慮し、まちなみと建物との調和に配慮した落ち着いたものとしましょう。

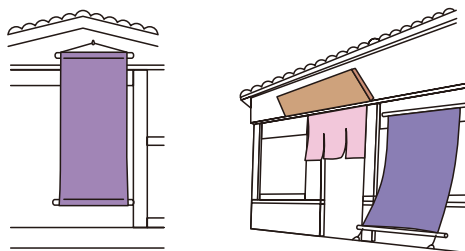


(特に歴史の感じられる地域では、以下のような形態や素材の広告が考えられます。)

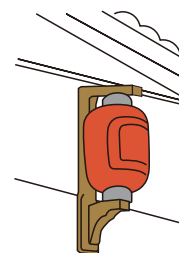
**例** 木の持つ暖かみでうるおいある景観をつくるができます。



**例** のれんや日よけ幕などで和の雰囲気をかすことも考えられます。



**例** ちょうちん等の歴史が感じられる形態の広告を使用することも考えられます。



### 稜線との関係について

○平塚には、富士山や大山などの眺望景観があります。道路沿いの広告物は、稜線の連なりを遮らないよう配慮し、山並みと広告物がともに美しく見えるような高さに収めましょう。



改善前のイメージ

広告物によって山並みの連なりが遮られた印象があります。



改善後のイメージ

稜線の下に収めることにより、連続した山並みを見ることができます。

### 建築物との調和について

○様々な要素が混在する都市部では、広告物の設置面となる建築物との調和が大切です。建築物の形態に合わせて広告物の設置場所を計画したり、建築物の基調色と広告物の地色に共通性をもたせるなどの工夫も必要です。広告物だけを切り離して考えるのではなく、ベースとなる建築物のデザインを理解しながら広告物のデザインにあたるのが大切です。



改善前のイメージ↑

建築物の形態や色彩に関わりなく広告物が設置されており、乱雑な印象を与えています。

建築物の地色を生かしたり、屋上設備機器を隠しながら広告物を設置しています。広告物が高さ調整の役割を担い、建築物のスカイラインが揃うだけでなく空が広く感じられるようになりました。

改善後のイメージ↓



### 隣接する広告物との調和について

○主要な交差点などでは多くの広告物が乱立し景観を混乱させる要素となっています。個々の要望に従ってデザインするばかりではなく、すでにある広告物との調和を考慮することも大切です。広告物どうしの地色をそろえたり、形態や色彩、情報に共通性をもたせてユニット化すると、わかりやすくなりやすくなります。



改善前のイメージ↑

一つひとつの広告物はよく目立つ色彩を使用していますが、互いに主張しあい店名等の情報が記憶に残りません。

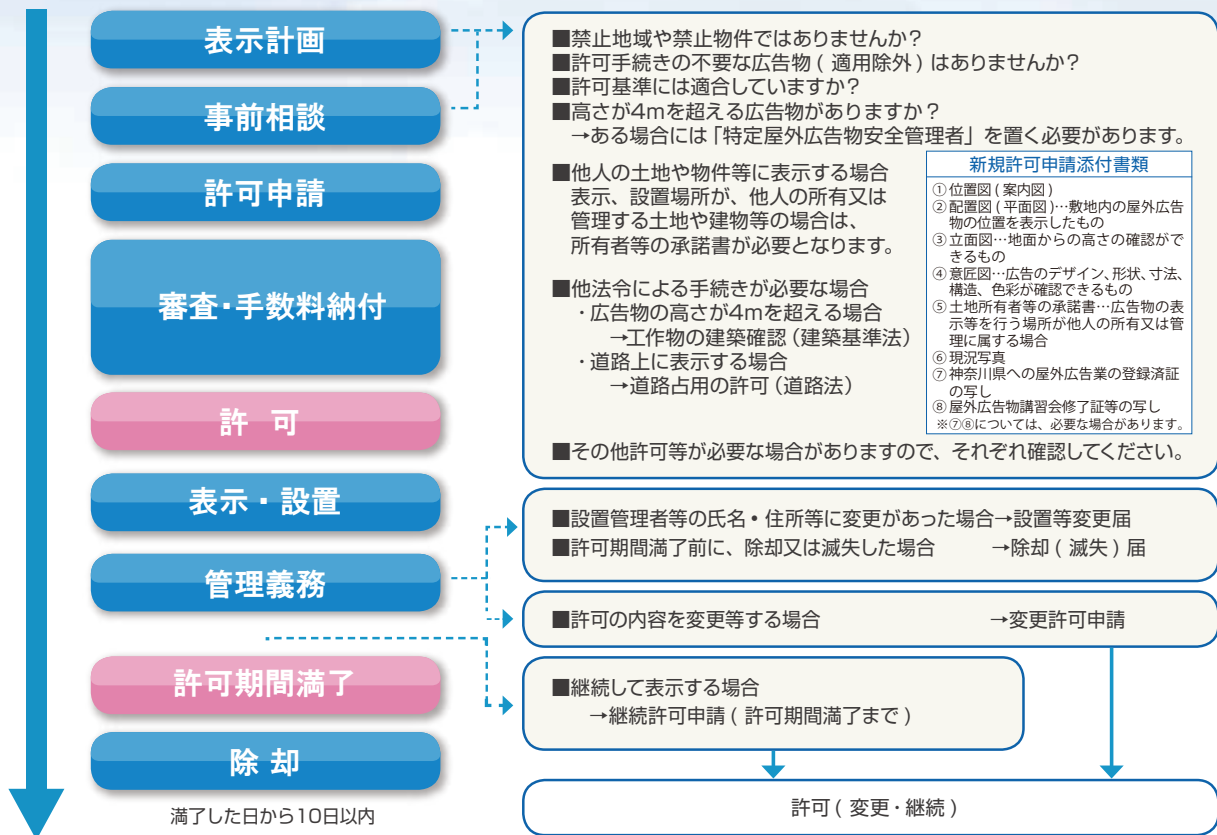
全体的に共通制のある落ち着いた色彩でまとめています。文字数などの要素は改善前とほとんど変わりませんが、店名の位置など、レイアウトに規則性を持たせているため記憶に残りやすくなります

改善後のイメージ↓



# 手続きのフローと手数料について

## 手続きのフロー



## 手数料

■ 申請ごとの申請手数料のほか、物件ごとに手数料がかかります。

広告物の種類		許可期間	単位	手数料
申請1件につき、右記の申請手数料がかかります。その他、1物件ごとに下記の手数料がかかります。				1,600円
広告塔、広告板、アーケード又は工作物を利用するもの		3年以内	1基	1,800円
アーチ		3年以内	1基	2,400円
はり紙、ポスター		1ヶ月以内	1枚	500円
広告旗、のぼり旗		1年以内	1本	1,300円
アドバルーン		1ヶ月以内	1個	1,800円
広告幕	懸垂昇降装置あり	3年以内	1張	1,800円
	懸垂昇降装置なし	3ヶ月以内		
立看板		1年以内	1基	1,300円
貼り札、電柱（街灯柱）巻付け及び添か看板、標識柱を利用するもの		1年以内	1枚	200円
電車、自動車等の外面を利用するもの	掲出用枠あり	3年以内	1台	1,500円
	掲出用枠なし	1年以内		

お問い合わせ先

平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

TEL:0463-21-8781(直通) FAX:0463-21-9769

ホームページは [平塚市 屋外広告物](#) で検索してください。

mail : machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp